

○那須塩原市新型コロナウイルス感染症対策取組認証制度実施要綱

令和2年12月18日告示第192号

改正

令和3年3月22日告示第64号

令和3年3月30日告示第86号

令和5年1月19日告示第5号

那須塩原市新型コロナウイルス感染症対策取組認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、事業者が実施する新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下「感染症」という。）対策の取組について、那須塩原市新型コロナウイルス感染症対策取組認証有識者会議（以下「有識者会議」という。）の意見を聴取し、市が認証することにより、感染症の感染予防及び拡大防止（以下「感染症対策」という。）の推進並びに地域産業の振興に資することを目的とする。

(認証の対象)

第2条 感染症対策の取組に係る認証（以下「認証」という。）の対象は、市長が別に定める市内の施設（以下「対象施設」という。）において実施する取組とする。

(認証基準)

第3条 市長は、事業者が対象施設において取り組むべき感染症対策に係る基準（以下「認証基準」という。）を定めるものとする。

2 市長は、必要と認めるときは、認証基準を改定するものとする。ただし、

改定の際、現になされている第7条第1項の認証については、改定後の認証基準は次回の認証の更新から適用する。

- 3 市長は、認証基準を策定し、又は改定しようとするときは、あらかじめ、有識者会議の意見を聴くものとする。

(申請)

第4条 認証を受けようとする事業者は、対象施設ごとに、新型コロナウイルス感染症対策取組認証申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 感染症対策の取組に係る資料
- (2) その他市長が必要と認める書類

(有識者会議)

第5条 市長は、認証に当たり、感染症対策の有効性について意見を聴取するため、有識者会議を開催する。

- 2 有識者会議は、次に掲げる者のうちから7人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療団体関係者
- (3) 衛生管理関係者
- (4) 法務関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

(審査)

第6条 市長は、第4条の規定による申請があったときは、その内容及び現地の確認により、認証基準の適合性について審査し、認証の可否を決定するものとする。

- 2 前項の審査に当たっては、有識者会議の意見を聴くものとする。

(認証)

第7条 市長は、前条第1項の規定により認証の可否を決定したときは、新型コロナウイルス感染症対策取組審査結果通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により認証することを決定したときは、認証を受けた事業者(以下「認証事業者」という。)に対し認証ステッカーを交付し、及び認証を受けた対象施設(那須塩原市新型コロナウイルス感染症対策取組認証施設(以下「認証施設」という。))と称する。)を公表するものとする。

3 認証は、次の各号に掲げる区分に応じて行い、その要件は当該各号に定めるとおりとする。

(1) プレミアムクラス 認証基準における必須項目の全てに取り組んでいると認められること。

(2) ハイプレミアムクラス 認証基準における必須項目の全て及び推奨項目に一定程度取り組んでいると認められること。

(認証ステッカーの掲示等)

第8条 認証事業者は、認証施設に認証ステッカー及び認証を受けた項目を記載した書類を掲示するものとする。

2 認証事業者は、認証施設を掲載する広告物等において、認証ステッカー及び認証施設である旨の表示をすることができる。

(認証の期間)

第9条 認証の有効期間は、認証を受けた日から1年間とする。

(認証の更新)

第10条 認証事業者は、認証の更新ができるものとする。

2 認証の更新を受けようとする認証事業者は、認証の有効期間が満了する日の60日前までに、第4条に規定する申請をしなければならない。

(認証に係る事項の変更)

第11条 認証事業者は、認証施設における感染症対策、認証施設の名称又は所在地その他認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、認証事項変更届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(認証ステッカーの再交付申請)

第12条 認証事業者は、認証ステッカーを破損し、汚損し、又は滅失した場合は、認証ステッカー再交付申請書(様式第4号)により、認証ステッカーの再交付を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合であって、必要と認めるときは、認証ステッカーを再交付するものとする。

(報告)

第13条 市長は、必要と認めるときは、認証事業者に対し感染症対策の実施状況の報告を求めることができる。

(認証の取消し)

第14条 市長は、認証施設において取り組んでいる感染症対策が認証基準に適合しないと認められるとき、又は前条に規定する報告がないときは、その認証を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により認証を取り消したときは、新型コロナウイルス感染症対策取組認証取消通知書(様式第5号)により、当該事業者に通知するものとする。

3 第1項の規定により認証を取り消された事業者は、遅滞なく、認証ステッカー及び認証を受けた項目の掲示並びに認証施設である旨の表示を中止しな

なければならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年12月18日から施行する。

附 則（令和3年3月22日告示第64号）

この告示は、令和3年3月22日から施行する。

附 則（令和3年3月30日告示第86号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月19日告示第5号）

この告示は、令和5年1月20日から施行する。

年 月 日

那須塩原市長 様

住 所
申請者
氏 名

新型コロナウイルス感染症対策取組認証申請書

那須塩原市新型コロナウイルス感染症対策取組認証制度実施要綱第4条の規定により、新型コロナウイルス感染症対策の取組について認証を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり提出します。

1 施設 の 名 称	
2 施設 の 所 在 地	
3 衛生管理の責任者	
4 施設 の 連 絡 先	(電話番号)
	(メールアドレス)
5 希 望 す る 認 証 ク ラ ス	<input type="checkbox"/> プレミアムクラス <input type="checkbox"/> ハイプレミアムクラス

添付書類

- (1) 感染症対策の取組に係る資料
- (2) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

（申請者）

様

那須塩原市長



新型コロナウイルス感染症対策取組審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった新型コロナウイルス感染症対策の取組に係る認証について、那須塩原市新型コロナウイルス感染症対策認証制度実施要綱第7条第1項の規定により次のとおり決定したので同条第2項の規定により通知します。

1 認証の可否	<input type="checkbox"/> 認証する。
	<input type="checkbox"/> 認証しない。 (理由)
2 認証番号	第 号
3 認証施設	名 称
	所在地
4 認証期間	から まで

年 月 日

那須塩原市長 様

住 所
申請者
氏 名

認証事項変更届

那須塩原市新型コロナウイルス感染症対策の取組の認証に係る事項に変更があったので、那須塩原市新型コロナウイルス感染症取組対策認証制度実施要綱第11条の規定により、次のとおり提出します。

1 認 証 番 号	第 号	
2 認証施設	名 称	
	所在地	
3 変 更 事 項 { 該当する項目を○で 囲んでください。 また、(2)、(3)、(4)の変 更の場合は、変更前、 変更後の欄に記入し てください。 }	(1) 認証施設における感染症対策の変更 (具体的な変更内容を記載した書類を添付してください。)	
	(2) 認証施設の名称の変更 変更前： 変更後：	
	(3) 認証施設の所在地の変更 変更前： 変更後：	
	(4) その他の変更 変更前： 変更後：	

年 月 日

那須塩原市長 様

住 所
申請者
氏 名

認証ステッカー再交付申請書

那須塩原市新型コロナウイルス感染症対策取組認証制度実施要綱第12条の規定により、認証ステッカーの再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 認 証 番 号	第 号
2 認証施設	名 称
	所在地
3 再 交 付 の 理 由	

第 号
年 月 日

（申請者）

様

那須塩原市長



新型コロナウイルス感染症対策取組認証取消通知書

年 月 日付けで認証した新型コロナウイルス感染症対策の取組について、那須塩原市新型コロナウイルス感染症対策認証制度実施要綱第14条第2項の規定により、次のとおり認証を取り消します。

については、同条第3項の規定に基づき、直ちに認証ステッカー及び認証を受けた項目の掲示並びに「那須塩原市新型コロナウイルス感染症対策取組認証施設」である旨の表示を中止してください。

1 認 証 番 号	第 号
2 認証施設	名 称
	所 在 地
3 取 消 し の 理 由	